

特例監理技術者制度の運用（概要）

1 監理技術者が兼務可能な工事現場の数

2 件

2 制度の適用を認めない工事

次のいずれかに該当する工事については、特例監理技術者制度の適用を認めず、工事現場ごとに専任で専任での監理技術者の配置を求める。

ア 共同企業体として入札に参加又は工事を施工する工事

イ 鉄道近接工事で、「工事管理者」及び「列車見張員」を配置する工事

ウ 良好な施工の確保の観点から、発注者が監理技術者の兼任を認めない工事

3 制度の適用が可能な発注者の範囲

薩摩川内市域内での建設工事

4 監理技術者が兼務可能な工事現場の範囲

特例監理技術者が兼務しようとする2件の工事現場は、相互間隔が概ね10キロメートル以内の範囲に属する工事

なお、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲でなければならず、発注者はこれに該当するか否かについて適切に判断する必要がある。